



平成 27 年 5 月 15 日

各 位

会社名 江崎グリコ株式会社  
代表者名 代表取締役社長 江崎 勝久  
(コード番号：2206 東証第一部)  
問合せ先 グループ総務部長 松浦 博幸  
電 話 06-6130-6839

### 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 24 日開催予定の第 110 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社及び当社子会社の今後の事業展開に対応するため、事業目的を追加し、号数の整備を行うものであります。
- (2) 株主総会の運営に柔軟性を持たせるため、株主総会議長を社長からあらかじめ取締役会が定めた取締役に変更するものであります。
- (3) 平成 27 年 5 月 1 日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成 26 年法律第 90 号)により、責任限定契約を締結できる取締役及び監査役の範囲が変更となりますので、新たに責任限定契約を締結できる監査役について、その期待される役割を十分に発揮できるよう必要な変更を行うものであります。
- (4) その他、会社法の改正に伴い、所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 27 年 6 月 24 日 (水)
定款変更の効力発生日	平成 27 年 6 月 24 日 (水)

以上

《別紙》

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①～⑫ (省略)</p> <p>(新設)</p> <p>⑬前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長は社長がこれにあたる。</p> <p>2. 社長に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第29条 会社法第329条第2項に基づき選任された補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</p> <p>(社外監査役および会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき社外監査役および会計監査人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第3条 当社は次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>①～⑫ (現行どおり)</p> <p>⑬労働者派遣事業</p> <p>⑭前各号に付帯する一切の業務</p> <p>(議長)</p> <p>第15条 株主総会の議長はあらかじめ取締役会で定めた取締役がこれにあたる。当該取締役に事故があるときは取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(補欠監査役の予選の効力)</p> <p>第29条 補欠監査役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始のときまでとする。</p> <p>(監査役および会計監査人との責任限定契約)</p> <p>第33条 当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき監査役および会計監査人との間で同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令に規定する額とする。</p>

以上